

議案第13号

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年 3月 2日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の165」を「100分の157.5」、「100分の180」を「100分の172.5」に改める。

附則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に180分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

三宅町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年9月三宅町条例第20号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現行
<p>(期末手当) 第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。「6月に支給する場合は100分の157.5、12月に支給する場合は100分の172.5」とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了若しくは死亡の日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、「一般職給与条例」の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与条例第15条第2項中「100分の127.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の165、12月に支給する場合は100分の180」とする。</p>